

## —政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第524号)

## —【速報版】全国人民代表大会、輸出管理法を公布—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

全国人民代表大会(国会に相当。以下、全人代)常務委員会は2020年10月17日に『中華人民共和国輸出管理法』(以下、本法)<sup>1</sup>を可決し、公布しました。本法は、国家の安全保障や武器拡散防止などを理由に製品や技術、サービスなどの輸出・海外移転を制限・禁止、または特定の企業への輸出を禁止する制度として、2020年12月1日より施行されます。

中国の輸出管理に関する法律には、『化学品監視制御管理条例』、『核輸出管理条例』などがありますが、本法は、これまでの輸出管理に関する経験などを踏まえ、それらをまとめたものです。2019年12月から3度の審議を経て今次タイミングで可決、制定に至りました。これにより特定の輸出品目の輸出、または特定の国と地域、特定の組織と個人への輸出を禁止することができます。

### □ 新たな輸出管理制度を整備するも不明確な条項に今後も留意

本法においては、草案の段階から懸案とされていた「再輸出の定義(第三国の扱い)」、「みなし輸出規制の対象範囲」、「輸出活動に対する監督検査規定において実地調査による確認を行うか」、「規制輸出先リストに掲載される基準の解釈」、「域外適用条項に抵触する定義」等につき、今後詳細運用について確認が必要な部分も存在しています。

輸出許可条件の違反者や安全保障上の問題がある企業などをリスト化して輸出規制対象とすることは国際的にみても実例はありますが、本法は今後出される可能性のある下位規定や公表されるリスト、および実運用に注目していく必要があります。

各企業においては「自社取扱品目の確認、整理」、「最終顧客」、「最終用途」、「最終目的地」等の要点を整理し、輸出に関する内部コンプライアンス体制の確認、構築が求められます。

今後の運用状況等の動向を注視し、それぞれの対中ビジネスの態様に応じて、短期的、中長期的対応を検討する必要があるでしょう。

本法の要点については、下表の通りです。

<sup>1</sup> 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

⇒<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/cf4e0455f6424a38b5aecf8001712c43.shtml>

【図表 1】輸出管理法の要点

要点	内容(抜粋)
適用対象となる管理品目	✓ 国は、両用品、軍用品、核およびその他の国家安全と利益の保護、拡散防止構想などの国際義務の履行に係る貨物、技術、サービスなどの品目(以下、管理品目)の輸出を規制する。管理品目には、品目に関する技術資料等のデータが含まれる(第 2 条)
管理当局	✓ 国務院(中央政府)と中央軍事委員会(以下、当局)は制度運用を行う(第 5 条)
管理品目に対する許認可	✓ 管理品目リストの貨物・技術・サービスを輸出する際には事前に当局から認可を取得することが必要(第 12 条)
最終顧客及び最終用途に対する管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸出事業者は、管理品目の最終顧客及び最終用途の証明書を当局に提出しなければならない(第 15 条)</li> <li>✓ 管理品目の最終顧客は、当局の許可なしに、無断で管理品目の最終用途を変更したり、第三者に譲渡しないことを承諾しなければならない。輸出事業者、輸入業者は、最終顧客もしくは最終用途が変更される可能性があると判断する場合、直ちに当局に報告しなければならない(第 16 条)</li> <li>✓ 当局は最終顧客及び最終用途に対する評価、検査を行う(第 17 条)</li> </ul>
禁輸企業リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当局は以下の情状がある輸入業者及び最終顧客に対し、禁輸企業リストを作成する               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)最終顧客または最終用途の管理要求に違反する</li> <li>(2)国家安全と利益に危害を及ぼす恐れがある</li> <li>(3)テロ目的に管理品目を使用する</li> </ul> </li> </ul> 禁輸企業リストに掲載された輸入業者、最終顧客につき、当局は管理品目の取引禁止、取引制限、輸出中止命令等の必要な措置をとることが可能。特別な状況で確かに取引する必要がある場合、当局に申請を提出することが可能 上記 3 つの情状がなくなれば、禁輸リストからの除外を申請することが可能(第 18 条)
違反時の刑事責任	✓ 本法の規定に違反し、国が輸出を禁止する管理品目を輸出する、または無許可で管理品目を輸出する場合、法に従い刑事責任を追及する(第 12 条)
再輸出規制の扱い	✓ 管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出または保税區、輸出加工区などの税関特別監督管理区域と輸出監督管理倉庫、保税物流センターなどの保税監督管理区域から域外への輸出について、本法の関連規定を適用(第 45 条)
みなし輸出規制の扱い	✓ 輸出管理とは、中国域内から域外への管理品目の移転、及び中国公民、法人及び非法人組織が外国組織及び個人への管理品目の提供に対し、国が禁止または制限的措置をとることを指す(第 2 条)
域外適用条項	✓ 中国域外の組織と個人は、本法に違反し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼし、拡散防止構想などの国際的義務の履行を妨害した場合、法的責任を追及(第 44 条)
対抗措置の実施	✓ いずれの国と地域は輸出規制措置を濫用し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼした場合、中国は当該国・地域に対し対等の措置を講じることが可能(第 48 条)
輸出国に対するリンク付け管理	✓ 当局は管理品目の輸出先の国と地域を評価し、リスクレベルを確定し、相応の規制措置をとることが可能(第 8 条)
臨時管理	✓ 当局は管理品目リスト以外の貨物、技術及びサービスに対し臨時管理を実施することが可能。臨時管理の実施期間は 2 年を超えない(第 9 条)
内部コンプライアンス制度構築	✓ 輸出事業者が輸出管理に係る内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好な場合、一般許可などの便宜措置を適用することが可能(第 14 条)
仲介業者の責任	✓ 輸出事業者が違法な輸出管理行為に従事していると知りつつ、代理、貨物輸送、発送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融などのサービスを提供した場合、罰則を科す(第 36 条)
管理品目の輸出活動に対する検査	✓ 当局は本法に違反する疑いのある行為につき、立入検査や、事情聴取、資料調査、輸出阻止、関連品目の差し押さえ、返送、銀行口座の照会等を行うことが可能(第 28 条)

(本法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

\*

本法の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 13 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

## 中華人民共和国輸出管理法

(2020年10月17日に第十三期全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議で可決された)

### 目録

#### 第一章 総則

#### 第二章 規制政策、管理品目リストおよび規制措置

##### 第一節 一般規定

##### 第二節 両用品の輸出管理

##### 第三節 軍用品の輸出管理

#### 第三章 監督管理

#### 第四章 法的責任

#### 第五章 附則

### 第一章 総則

第一条 国家安全と利益の維持、拡散防止構想などの国際的義務の履行、輸出管理の強化と規範化のために、本法を制定した。

第二条 国は、両用品、軍用品、核およびその他の国家安全と利益の保護、拡散防止構想などの国際義務の履行に係る貨物、技術、サービスなどの品目(以下、管理品目)に対する輸出規制に、本法を適用する。

前項でいう管理品目には、品目に関する技術資料などのデータが含まれる。

本法でいう輸出管理とは、中華人民共和国域内から域外への管理品目の移転、および中華人民共和国公民、法人および非法人組織が外国組織および個人への管理品目の提供に対し、国が禁止または制限的措置をとることを指す。

本法でいう両用品とは、民用と軍用の両方の用途を有する、または軍事的潜在力の向上に資するもので、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に利用できる貨物、技術およびサービスを指す。

本法でいう軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生産設備およびその他の関連貨物、技術およびサービスを指す。

本法でいう核とは、核物質、核設備、原子炉用の非核物質および関連技術とサービスを指す。

第三条 輸出管理業務は、国家全体の安全観を堅持し、国際平和を守り、安全と発展を統一的に計画し、輸出管理とサービスを改善しなければならない。

第四条 国は統一した輸出管理制度を施行し、管理品目リスト、カタログまたは目録(以下、管理品目リスト)の作成、輸出許可制の実施などの方式を通じて管理する。

第五条 国務院、中央軍事委員会における輸出管理の職能を担う部門(以下、国家輸出管制管理部門)は、職責分業に基づき輸出管理業務を担当する。それ以外の国務院と中央軍事委員会の関連部門は、職責分業に基づき輸出管理の関連業務を担当する。

国は輸出管理業務の協調メカニズムを構築し、輸出管理業務における重要事項を統一的に調整・協調する。国家輸出管制管理部門と国務院の関連部門は密接に連携し、情報の共有を強化しなければならない。

国家輸出管制管理部門は関連部門とともに、輸出管理の専門家諮問メカニズムを構築し、輸出管理業務について助言的意見を提供する。

国家輸出管制管理部門は、関連業界の輸出管理ガイドラインを適時に発表し、輸出事業者が輸出管理に係る内部コンプライアンス制度を確立・整備し、経営を規範化するよう誘導する。

省、自治区、直轄市の人民政府の関連部門は、法律、行政法規の規定に基づき、輸出管理の関連業務を担当する。

第六条 国は輸出管理に関する国際協力を強化し、輸出管理に関する国際ルールの制定に参加する。

第七条 輸出事業者は法に基づき、関連の商工会や協会などの業界自律組織を設立する、または参加することができる。

関連の商工会や協会などの業界自律組織は、法律、行政法規を遵守し、定款に従って会員に輸出管理と関連したサービスを提供し、協調と自律の役割を果たさなければならない。

## 第二章 規制政策、管理品目リストおよび規制措置

### 第一節 一般規定

第八条 国家輸出管制管理部門は関連部門とともに輸出管理政策を制定し、その中の重大な政策については国務院に、または国務院、中央軍事委員会に報告し許可を取得しなければならない。

国家輸出管制管理部門は管理品目の輸出先の国と地域を評価し、リスクレベルを確定し、相応の規制措置をとることができる。

第九条 国家輸出管制管理部門は、本法および関連法律、行政法規の規定を根拠に、輸出規制政策に基づき、規定のプロセスに従い、関連部門とともに管理品目に係る輸出管理品目リストを制定・調整し、遅滞なく公布する。

国家安全と利益の維持、拡散防止構想などの国際的義務の履行の必要に応じて、国務院の批准を経て、または国務院、中央軍事委員会の批准を経て、国家輸出管制管理部門は輸出管理品目リスト以外の貨物、技術およびサービスに対して臨時管理を実施し、公告することができる。臨時管理の実施期間は2年を超えない。臨時管理の実施期間満了前に速やかに評価を行い、評価結果に従い、臨時管理の解除、臨時管理の延長、または臨時管理品目の輸出管理品目リストへの掲載を決定する。

第十条 国家安全と利益の維持、拡散防止構想などの国際的義務の履行の必要に応じて、国務院の批准を経て、または国務院、中央軍事委員会の批准を経て、国家輸出管制管理部門は関連部門とともに、関連管理品目の輸出、または関連管理品目の特定の国と地域、特定の組織と個人への輸出を禁止することができる。

第十一条 輸出事業者は、管理品目の輸出に従事する場合、本法および関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。法に基づき関連管理品目の輸出経営資格を取得する必要がある場合は、相応の資格を取得しなければならない。

第十二条 国は管理品目の輸出に対して許可制を実施する。

輸出管理品目リストに掲載されている管理品目または臨時管理品目について、輸出事業者は国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。

輸出管理品目リストに掲載されている管理品目および臨時管理品目以外の貨物、技術およびサービスについて、下記リスクが存在する可能性があることを、輸出事業者が知っている、または知るべきである、もしくは国家輸出管制管理部門より通知を受けた場合、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。

- (1) 国家安全と利益を脅かす
- (2) 大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に利用される
- (3) テロ目的に使用される

輸出事業者が輸出しようとする貨物、技術およびサービスが、本法で規定する管理品目か否かを確定できず、国家輸出管制管理部門に問い合わせた場合、国家輸出管制管理部門は速やかに回答しなければならない。

第十三条 国家輸出管制管理部門は以下の要素を総合的に考慮し、輸出事業者の輸出管理品目の申請について審査を行い、許可または不許可の決定を下す。

- (1) 国家安全と利益
- (2) 国際的義務と対外公約
- (3) 輸出の種類
- (4) 管理品目のセンシティブ（敏感）度合
- (5) 輸出先の国または地域
- (6) 最終顧客と最終用途
- (7) 輸出事業者の関連信用記録
- (8) 法律、行政法規が定めたその他の要素

第十四条 輸出事業者が輸出管理に係る内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好な場合、国家輸出管制管理部門はそれの関連管理品目の輸出に対して、一般許可などの便宜措置を適用することができる。具体的な方法については国家輸出管制管理部門が定める。

第十五条 輸出事業者は国家輸出管制管理部門に、管理品目の最終顧客および最終用途に関する証明書類を提出する。関連証明書類は最終顧客または最終顧客が所在する国と地域の政府機関が発行するものである。

第十六条 管理品目の最終顧客は、国家輸出管制管理部門の許可なしに、無断で管理品目の最終用途を変更したり、いかなる第三者にも譲渡しないことを承諾しなければならない。

輸出事業者、輸入業者は、最終顧客または最終用途が変更される可能性があると判断した場合、規定に基づき直ちに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。

第十七条 国家輸出管制管理部門は、管理品目の最終顧客および最終用途のリスク管理制度を確立し、管理品目の最終顧客および最終用途について評価・確認し、最終顧客および最終用途に対する管理を強化する。

第十八条 国家輸出管制管理部門は、下記のいずれかの状況に該当する輸入業者および最終顧客に対し、禁輸企業リストを作成する。

- (1) 最終顧客または最終用途の管理要求に違反する
- (2) 国家安全と利益に危害を及ぼす恐れがある
- (3) テロ目的に管理品目を使用する

禁輸企業リストに掲載された輸入業者及び最終顧客に対し、国家輸出管制管理部門は、関連管理品目の取引の禁止・制限、関連管理品目の輸出中止の命令など、必要な措置をとることができる。

輸出事業者は規定に違反して禁輸企業リストに掲載された輸入業者及び最終顧客と取引してはならない。輸出事業者は特殊な状況により、確かに禁輸企業リストに掲載された輸入業者と最終顧客と取引する必要がある場合は、国家輸出管制管理部門に申請することができる。

禁輸企業リストに掲載された輸入業者と最終顧客は措置をとり、第1項に書かれた状況がなくなった場合、国家輸出管制管理部門に禁輸企業リストからの除外を申請することができる。国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、禁輸企業リストに掲載された輸入業者と最終顧客につき禁輸企業リストからの除外を決めることができる。

第十九条 輸出貨物の荷送人または通関代行業者が管理対象貨物を輸出する場合、税関に国家輸出管制管理部門が発行した許可証を提出し、国の関連規定に従って通関手続を行わなければならない。

輸出貨物の荷送人が国家輸出管制管理部門が発行した許可証を税関に提出せず、輸出貨物が輸出管理品目に該当する可能性があることにつき、税関が証拠を示すことができる場合、輸出貨物の荷送人に質問を提起しなければならない。税関は国家輸出管制管理部門に認定を要請し、国家輸出管制管理部門の認定の結論に基づき法的に処分することができる。認定または質問提起の期間中は、税関は輸出貨物の輸出を差し止める。

第二十条 いかなる組織や個人も、輸出事業者の輸出管理に係る違法行為について、代理、貨物輸送、発送、通関、第三者の電子商取引プラットフォームや金融などのサービスを提供してはならない。

## 第二節 両用品の輸出管理

第二十一条 輸出事業者は、国家両用品輸出管制管理部門に、両用品の輸出を申請する際、法律や行政法規に従って関連書類を事実通りに提出しなければならない。

第二十二条 国家両用品輸出管制管理部門が両用品の輸出申請を受理する際は、単独または関連部門とともに、本法および関連法律、行政法規の規定に基づいて両用品の輸出申請に対し審査を行い、法定期限内に許可または不許可の決定を下す。許可決定を出した場合は、統一して発行機関により輸出許可証を発行する。

## 第三節 軍用品の輸出管理

第二十三条 国は軍用品輸出の専門経営制度を実行する。軍用品輸出に従事する事業者は、軍用品輸出専門経営資格を取得し、認可された経営範囲内で軍用品輸出に係る経営活動に従事しなければならない。

軍用品輸出専門経営資格は、国家軍用品輸出管制管理部門が審査と許可を行う。

第二十四条 軍用品輸出事業者は、規制政策と製品の属性に基づき、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品輸出の承認、軍用品輸出プロジェクト、軍用品輸出契約審査・認可手続を申請しなければならない。

重大な軍用品輸出の承認、重大な軍用品輸出プロジェクト、重大な軍用品輸出契約については、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門とともに審査し、国务院、中央軍事委員会に報告し許可を取得しなければならない。

第二十五条 軍用品輸出事業者は、軍用品の輸出前に、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品輸出許可証を申請・受領しなければならない。

軍用品輸出事業者が軍用品を輸出する場合、税関に国家軍用品輸出管制管理部門が発行した許可証を提出し、国の関連規定に基づき通関手続を行わなければならない。

第二十六条 軍用品輸出事業者は、許可された軍用品輸出輸送企業に、軍用品の輸出輸送および関連業務を委託しなければならない。具体的な方法については国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門とともに定める。

第二十七条 軍用品輸出事業者あるいは科学研究・生産部門は国際的な軍用品展覧会に参加する場合、手続に従って国家軍用品輸出管制管理部門に審査・認可手続を行わなければならない。

### 第三章 監督管理

第二十八条 国家輸出管制管理部門は法に基づいて管理品目の輸出活動に対し監督・検査を行う。

国家輸出管制管理部門は、本法に違反する疑いのある行為について調査を行い、以下の措置をとることができる。

- (1) 調査対象者の事業所またはその他の関連の場所への立ち入り検査
- (2) 調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織または個人に、調査事件に関する事項の説明を求める
- (3) 調査対象者、利害関係者およびその他の関連組織または個人の関連証憑、協議、会計帳簿、業務に係る書簡・電報などの書類、資料を閲覧、コピーする
- (4) 輸出に用いる輸送手段を検査し、疑わしい輸出品目の積み込みを阻止し、違法輸出品目の返送を命令する
- (5) 関連案件に係る品目の差し押さえ、留置
- (6) 調査対象者の銀行口座の照会

上記第(5)項、第(6)項の措置をとる場合は、事前に国家輸出管制管理部門の責任者の書面による許可を取得しなければならない。

第二十九条 国家輸出管制管理部門が法に基づいて職責を履行する際、国務院の関連部門、地方人民政府とその関連部門は協力しなければならない。

国家輸出管制管理部門は単独または関連部門とともに、法に基づいて監督・検査と調査業務を行う際、関連組織と個人は協力しなければならず、拒否、妨害してはならない。

国家機関およびその業務人員は、調査中に把握した国家秘密、商業秘密、個人のプライバシーおよび個人情報について、法に基づき守秘義務を負う。

第三十条 管理品目の輸出管理を強化し、管理品目の輸出違法リスクを防ぐために、国家輸出管制管理部門は監督管理の面談、警告状の発行などの措置をとることができる。

第三十一条 本法に違反する疑いのある行為については、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を有する。国家輸出管制管理部門は通報を受けた後、法に基づき速やかに処理し、通報者の秘密を保持しなければならない。

第三十二条 国家輸出管制管理部門は締結または参加している国際条約、もしくは平等互惠の原則に基づき、他の国または地域、国際組織などと輸出管理に係る協力および交流を行う。

中華人民共和国域内の組織と個人は、域外に輸出管理に関する情報を提供する場合、法に基づいて行わなければならない。国家安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるものについては、提供してはならない。

#### 第四章 法的責任

第三十三条 輸出事業者が関連管理品目の輸出経営資格を取得せずに、関連管理品目の輸出に従事した場合、警告を与え、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収する。併せて、違法経営額が 50 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が 50 万元未満の場合、50 万元以上 500 万元以下の罰金を科す。

第三十四条 輸出事業者に以下のいずれかの行為がある場合、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収する。併せて、違法経営額が 50 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が 50 万元未満の場合、50 万元以上 500 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、情状に応じて営業停止・是正の命令、関連管理品目の輸出経営資格の取消などの措置をとる。

- (1) 許可なく管理品目を輸出する
- (2) 輸出許可証で規定された許可範囲を超えて管理品目を輸出する
- (3) 輸出禁止管理品目を輸出する

第三十五条 詐欺、賄賂などの不正な手段で管理品目の輸出許可証を取得したり、管理品目の輸出許可証を違法に譲渡した場合、許可を取り消し、輸出許可証と違法所得を没収する。併せて、違法経営額が 20

万元以上の場合、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が20万元未満の場合、20万元以上200万元以下の罰金を科す。

管理品目の輸出許可証を偽造、変造、売買した場合、違法所得を没収する。併せて、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以上10倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が5万元未満の場合、5万元以上50万元以下の罰金を科す。

第三十六条 輸出事業者が違法な輸出管理行為に従事していると知りつつ、代理、貨物輸送、発送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融などのサービスを提供した場合、警告を与え、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収する。併せて、違法経営額が10万元以上の場合、違法経営額の3倍以上5倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が10万元未満の場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。

第三十七条 輸出事業者が本法の規定に違反し、禁輸企業リストに掲載された輸入業者、最終顧客と取引を行った場合、警告を与え、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収する。併せて、違法経営額が50万元以上の場合、違法経営額の10倍以上20倍以下の罰金を科す。違法経営額がない、または違法経営額が50万元未満の場合、50万元以上500万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、情状に応じて営業停止・是正の命令、関連管理品目の輸出経営資格の取消などの措置をとる。

第三十八条 輸出事業者が監督・検査を拒否、妨害した場合、警告を与え、10万元以上30万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、情状に応じて営業停止・是正の命令、関連管理品目の輸出経営資格の取消などの措置をとる。

第三十九条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出事業者による、処罰決定の発効日から5年以内の輸出許可申請について、国家輸出管制管理部門はそれを受理しないことができる。それに直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者について、5年以内における輸出経営に関する活動への従事を禁止することができる。輸出管理違法行為で刑事処罰を受けた者は、生涯輸出経営に関する活動に従事してはならない。

国家輸出管制管理部門は法に基づき、輸出事業者の本法に係る違反状況を、その信用記録に組み入れる。

第四十条 本法に規定された輸出管理の違法行為は、国家輸出管制管理部門により処罰する。法律、行政法規の規定により税関が処罰するものは、税関により本法に基づき処罰する。

第四十一条 関連組織または個人が国家輸出管制管理部門による不許可決定について不服がある場合、法に基づき行政再議を申請することができる。行政再審決定を最終裁決とする。

第四十二条 輸出管理に従事する国家業務人員に、職務怠慢、私利を図った不正行為、職権濫用がある場合、法に基づいて処分する。

第四十三条 本法の輸出管理に関する規定に違反し、国家安全と利益に危害を及ぼす場合、本法の規定に基づいて処罰すると同時に、関連法律、行政法規に基づいて処理と処罰を行わなければならない。

本法の規定に違反し国が輸出を禁止する管理品目を輸出、または許可を得ずに輸出管理品目を輸出した場合、法に基づき刑事責任を追究する。

第四十四条 中華人民共和国域外の組織と個人は、本法の輸出管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国家安全と利益に危害を及ぼし、拡散防止構想などの国際的義務の履行を妨害した場合、法に基づいて処理し、その法的責任を追究する。

## 第五章 附則

第四十五条 管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出または保税區、輸出加工区などの税関特別監督管理区域と輸出監督管理倉庫、保税物流センターなどの保税監督管理区域から域外への輸出について、本法の関連規定に基づいて実行する。

第四十六条 核およびその他の管理品目の輸出、本法に規定されていないものについては、関連法律、行政法規の規定に基づいて実行する。

第四十七条 軍事力の域外における使用、対外軍事交流、軍事援助などに使用される軍用品の輸出は、関連法律法規の規定に基づいて実行する。

第四十八条 いかなる国あるいは地域においても、輸出規制措置を濫用し中華人民共和国の国家安全と利益に危害を及ぼした場合、中華人民共和国は実情に基づいて、その国あるいは地域に対し対等の措置をとることができる。

第四十九条 本法は2020年12月1日より施行する。

(中国語原文)

## 中华人民共和国出口管制法

(2020年10月17日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十二次会议通过)

### 目 录

#### 第一章 总 则

#### 第二章 管制政策、管制清单和管制措施

##### 第一节 一般规定

##### 第二节 两用物项出口管理

##### 第三节 军品出口管理

#### 第三章 监督管理

#### 第四章 法律责任

#### 第五章 附 则

#### 第一章 总 则

第一条 为了维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，加强和规范出口管制，制定本法。

第二条 国家对两用物项、军品、核以及其他与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物项（以下统称管制物项）的出口管制，适用本法。

前款所称管制物项，包括物项相关的技术资料等数据。

本法所称出口管制，是指国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和国公民、法人和非法人组织向外国组织和个人提供管制物项，采取禁止或者限制性措施。

本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、

开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务。

本法所称军品，是指用于军事目的的装备、专用生产设备以及其他相关货物、技术和服务。

本法所称核，是指核材料、核设备、反应堆用非核材料以及相关技术和服务。

第三条 出口管制工作应当坚持总体国家安全观，维护国际和平，统筹安全和发展，完善出口管制管理和服务。

第四条 国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单、名录或者目录（以下统称管制清单）、实施出口许可等方式进行管理。

第五条 国务院、中央军事委员会承担出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制管理部门）按照职责分工负责出口管制工作。国务院、中央军事委员会其他有关部门按照职责分工负责出口管制有关工作。

国家建立出口管制工作协调机制，统筹协调出口管制工作重大事项。国家出口管制管理部门和国务院有关部门应当密切配合，加强信息共享。

国家出口管制管理部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制工作提供咨询意见。

国家出口管制管理部门适时发布有关行业出口管制指南，引导出口经营者建立健全出口管制内部合规制度，规范经营。

省、自治区、直辖市人民政府有关部门依照法律、行政法规的规定负责出口管制有关工作。

第六条 国家加强出口管制国际合作，参与出口管制有关国际规则的制定。

第七条 出口经营者可以依法成立和参加有关的商会、协会等行业自律组织。

有关商会、协会等行业自律组织应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。

## 第二章 管制政策、管制清单和管制措施

### 第一节 一般规定

第八条 国家出口管制管理部门会同有关部门制定出口管制政策，其中重大政策应当报国务院批准，或者报国务院、中央军事委员会批准。

国家出口管制管理部门可以对管制物项出口目的国家和地区进行评估，确定风险等级，采取相应的管制措施。

第九条 国家出口管制管理部门依据本法和有关法律、行政法规的规定，根据出口管制政策，按照规定程序会同有关部门制定、调整管制物项出口管制清单，并及时公布。

根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门可以对出口管制清单以外的货物、技术和服务实施临时管制，并予以公告。临时管制的实施期限不超过二年。临时管制实施期限届满前应当及时进行评估，根据评估结果决定取消临时管制、延长临时管制或者将临时管制物项列入出口管制清单。

第十条 根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门会同有关部门可以禁止相关管制物项的出口，或者禁止相关管制物项向特定目的国家和地区、特定组织和个人出口。

第十一条 出口经营者从事管制物项出口，应当遵守本法和有关法律、行政法规的规定；依法需要取得相关管制物项出口经营资格的，应当取得相应的资格。

第十二条 国家对管制物项的出口实行许可制度。

出口管制清单所列管制物项或者临时管制物项，出口经营者应当向国家出口管制管理部门申请许可。

出口管制清单所列管制物项以及临时管制物项之外的货物、技术和服务，出口经营者知道或者应当知道，或者得到国家出口管制管理部门通知，相关货物、技术和服务可能存在以下风险的，应当向国家出口管制管理部门申请许可：

- （一）危害国家安全和利益；
- （二）被用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具；
- （三）被用于恐怖主义目的。

出口经营者无法确定拟出口的货物、技术和服务是否属于本法规定的管制物项，向国家出口管制管理部

门提出咨询的，国家出口管制管理部门应当及时答复。

第十三条 国家出口管制管理部门综合考虑下列因素，对出口经营者出口管制物项的申请进行审查，作出准予或者不予许可的决定：

- （一）国家安全和利益；
- （二）国际义务和对外承诺；
- （三）出口类型；
- （四）管制物项敏感程度；
- （五）出口目的国家或者地区；
- （六）最终用户和最终用途；
- （七）出口经营者的相关信用记录；
- （八）法律、行政法规规定的其他因素。

第十四条 出口经营者建立出口管制内部合规制度，且运行情况良好的，国家出口管制管理部门可以对其出口有关管制物项给予通用许可等便利措施。具体办法由国家出口管制管理部门规定。

第十五条 出口经营者应当向国家出口管制管理部门提交管制物项的最终用户和最终用途证明文件，有关证明文件由最终用户或者最终用户所在国家和地区政府机构出具。

第十六条 管制物项的最终用户应当承诺，未经国家出口管制管理部门允许，不得擅自改变相关管制物项的最终用途或者向任何第三方转让。

出口经营者、进口商发现最终用户或者最终用途有可能改变的，应当按照规定立即报告国家出口管制管理部门。

第十七条 国家出口管制管理部门建立管制物项最终用户和最终用途风险管理制度，对管制物项的最终用户和最终用途进行评估、核查，加强最终用户和最终用途管理。

第十八条 国家出口管制管理部门对有下列情形之一的进口商和最终用户，建立管控名单：

- （一）违反最终用户或者最终用途管理要求的；
- （二）可能危害国家安全和利益的；
- （三）将管制物项用于恐怖主义目的的。

对列入管控名单的进口商和最终用户，国家出口管制管理部门可以采取禁止、限制有关管制物项交易，责令中止有关管制物项出口等必要的措施。

出口经营者不得违反规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易。出口经营者在特殊情况下确需与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，可以向国家出口管制管理部门提出申请。

列入管控名单的进口商、最终用户经采取措施，不再有第一款规定情形的，可以向国家出口管制管理部门申请移出管控名单；国家出口管制管理部门可以根据实际情况，决定将列入管控名单的进口商、最终用户移出管控名单。

第十九条 出口货物的发货人或者代理报关企业出口管制货物时，应当向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

出口货物的发货人未向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，海关有证据表明出口货物可能属于出口管制范围的，应当向出口货物发货人提出质疑；海关可以向国家出口管制管理部门提出组织鉴别，并根据国家出口管制管理部门作出的鉴别结论依法处置。在鉴别或者质疑期间，海关对出口货物不予放行。

第二十条 任何组织和个人不得为出口经营者从事出口管制违法行为提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务。

## 第二节 两用物项出口管理

第二十一条 出口经营者向国家两用物项出口管制管理部门申请出口两用物项时，应当依照法律、行政法规的规定如实提交相关材料。

第二十二条 国家两用物项出口管制管理部门受理两用物项出口申请，单独或者会同有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定对两用物项出口申请进行审查，并在法定期限内作出准予或者不予许可的决

定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。

### 第三节 军品出口管理

第二十三条 国家实行军品出口专营制度。从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。

军品出口专营资格由国家军品出口管制管理部门审查批准。

第二十四条 军品出口经营者应当根据管制政策和产品属性，向国家军品出口管制管理部门申请办理军品出口立项、军品出口项目、军品出口合同审查批准手续。

重大军品出口立项、重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制管理部门会同有关部门审查，报国务院、中央军事委员会批准。

第二十五条 军品出口经营者在出口军品前，应当向国家军品出口管制管理部门申请领取军品出口许可证。

军品出口经营者出口军品时，应当向海关交验由国家军品出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

第二十六条 军品出口经营者应当委托经批准的军品出口运输企业办理军品出口运输及相关业务。具体办法由国家军品出口管制管理部门会同有关部门规定。

第二十七条 军品出口经营者或者科研生产单位参加国际性军品展览，应当按照程序向国家军品出口管制管理部门办理审批手续。

### 第三章 监督管理

第二十八条 国家出口管制管理部门依法对管制物项出口活动进行监督检查。

国家出口管制管理部门对涉嫌违反本法规定的行为进行调查，可以采取下列措施：

- (一) 进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；
- (二) 询问被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人，要求其与被调查事件有关的事项作出

说明：

（三）查阅、复制被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电等文件、资料；

（四）检查用于出口的运输工具，制止装载可疑的出口物项，责令运回非法出口的物项；

（五）查封、扣押相关涉案物项；

（六）查询被调查者的银行账户。

采取前款第五项、第六项措施，应当经国家出口管制管理部门负责人书面批准。

第二十九条 国家出口管制管理部门依法履行职责，国务院有关部门、地方人民政府及其有关部门应当予以协助。

国家出口管制管理部门单独或者会同有关部门依法开展监督检查和调查工作，有关组织和个人应当予以配合，不得拒绝、阻碍。

有关国家机关及其工作人员对调查中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息依法负有保密义务。

第三十条 为加强管制物项出口管理，防范管制物项出口违法风险，国家出口管制管理部门可以采取监管谈话、出具警示函等措施。

第三十一条 对涉嫌违反本法规定的行为，任何组织和个人有权向国家出口管制管理部门举报，国家出口管制管理部门接到举报后应当依法及时处理，并为举报人保密。

第三十二条 国家出口管制管理部门根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家或者地区、国际组织等开展出口管制合作与交流。

中华人民共和国境内的组织和个人向境外提供出口管制相关信息，应当依法进行；可能危害国家安全和利益的，不得提供。

#### 第四章 法律责任

第三十三条 出口经营者未取得相关管制物项的出口经营资格从事有关管制物项出口的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款。

第三十四条 出口经营者有下列行为之一的，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格：

- （一）未经许可擅自出口管制物项；
- （二）超出出口许可证件规定的许可范围出口管制物项；
- （三）出口禁止出口的管制物项。

第三十五条 以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件，或者非法转让管制物项出口许可证件的，撤销许可，收缴出口许可证，没收违法所得，违法经营额二十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足二十万元的，并处二十万元以上二百万元以下罚款。

伪造、变造、买卖管制物项出口许可证件的，没收违法所得，违法经营额五万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，并处五万元以上五十万元以下罚款。

第三十六条 明知出口经营者从事出口管制违法行为仍为其提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额十万元以上的，并处违法经营额三倍以上五倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足十万元的，并处十万元以上五十万元以下罚款。

第三十七条 出口经营者违反本法规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额十倍以上二十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十八条 出口经营者拒绝、阻碍监督检查的，给予警告，并处十万元以上三十万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十九条 违反本法规定受到处罚的出口经营者，自处罚决定生效之日起，国家出口管制管理部门可以在五年内不受理其提出的出口许可申请；对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，可以禁止其在五年内从事有关出口经营活动，因出口管制违法行为受到刑事处罚的，终身不得从事有关出口经营活动。

国家出口管制管理部门依法将出口经营者违反本法的情况纳入信用记录。

第四十条 本法规定的出口管制违法行为，由国家出口管制管理部门进行处罚；法律、行政法规规定由海关处罚的，由其依照本法进行处罚。

第四十一条 有关组织或者个人对国家出口管制管理部门的不予许可决定不服的，可以依法申请行政复议。行政复议决定为最终裁决。

第四十二条 从事出口管制管理的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予处分。

第四十三条 违反本法有关出口管制管理规定，危害国家安全和利益的，除依照本法规定处罚外，还应当依照有关法律、行政法规的规定进行处理和处罚。

违反本法规定，出口国家禁止出口的管制物项或者未经许可出口管制物项的，依法追究刑事责任。

第四十四条 中华人民共和国境外的组织和个人，违反本法有关出口管制管理规定，危害中华人民共和国国家安全和利益，妨碍履行防扩散等国际义务的，依法处理并追究其法律责任。

## 第五章 附 则

第四十五条 管制物项的过境、转运、通运、再出口或者从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和出口监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，依照本法的有关规定执行。

第四十六条 核以及其他管制物项的出口，本法未作规定的，依照有关法律、行政法规的规定执行。

第四十七条 用于武装力量海外运用、对外军事交流、军事援助等的军品出口，依照有关法律法规的规定执行。

第四十八条 任何国家或者地区滥用出口管制措施危害中华人民共和国国家安全和利益的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

第四十九条 本法自 2020 年 12 月 1 日起施行。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。